

安全保障理事会決議 2132 (2013)

2013年12月24日、安全保障理事会第7091回会合にて採択

安全保障理事会は、

政治的紛争および国の政治的指導者により引き起こされたその後の暴力から生じている南スーダンにおける急速に悪化しつつある安全および人道的危機について深刻な警告と懸念を表明し、

2013年12月17日と12月20日の安保理報道声明、および従前の諸決議1996(2011)、2046(2012)、2057(2012)並びに2109(2013)を想起し、そして事務総長からの2013年12月23日の書簡(S/2013/758)を確認し、

南スーダン共和国の主権、独立、統一および領土保全に対する安保理の強い公約を再確認し、

数百の死者および犠牲者並びに数千の国内避難民をもたらした同国中で起きている戦闘および文民並びに具体的な民族や他の共同体を対象とした暴力を非難し、

武装集団および国の治安部隊を含む、あらゆる当事者による報告されている人権侵害および虐待を更に非難し、そして国際人道法および国際人権法の違反に対して責任を有する者は責任を問われなければならないことを強調し、

人権高等弁務官事務所の支援を得た国際連合南スーダン共和国ミッション (UNMISS) の人権調査能力の強化を歓迎し、

主要な指導者間の対話と仲介を開始することを求めている、国際連合とアフリカ連合により支援された、政府間開発機構 (IGAD) 閣僚グループ・イニシアティブを称賛し、そして全ての当事者に対しこのイニシアティブと協力することを促し、

その職務権限を実施しそして戦闘に巻き込まれた文民に対しその施設の中でまた援助の他の形態

で保護を与えるために UNMISS により取られた積極的措置を称賛し、

UNMISS 要員および国際連合施設に対して行われた攻撃および脅威を最も強い文言で非難し、全ての当事者が国際連合施設の不可侵権を尊重しまた国際連合施設に集まっている者に対する暴力を慎むことを要求し、そしてこれに関連して、二人のインド人平和維持要員の死およびもう一人の負傷並びに UNMISS の保護を求めている少なくとも 20 名の犠牲者をもたらした、12 月 19 日の、アコボにおける UNMISS キャンプの攻撃について安保理の非難をくり返し表明し、

南スーダンにおける状況が、同地域における国際の平和および安全に対する脅威を構成し続けていることを認定し、

国際連合憲章第 7 章にもとづいて行動して、

1. 敵対行為の即座の停止および対話の即座の開始を求める。

2. 全ての当事者に、UNMISS がその職務権限、とりわけ文民の保護を実施する時、それと十分に協力することを要求し、そしてその職務権限を実施する UNMISS の能力を損なう取組および国際連合要員に対する攻撃は、寛大に取り扱われないことを強調する。

3. その文民保護および人道援助の影響を支援するため UNMISS の全体的な部隊水準を一時的に増加するという事務総長により為された勧告を是認する。

4. それ故、状況の緊急の事情を考慮して、UNMISS を、あらゆる階級の 12,500 名までの軍事部門と 1,323 名までの、編成された警察部隊を含む、警察部門で構成することを、決定し、事務総長に、UNMISS における部隊と警察の新しい水準を継続的再検討の下におき続けることを要請し、そして事務総長に、本決議を実施するために取られた措置について 15 日以内に、そしてその後は少なくとも 30 日毎に安保理に報告することを要請する。

5. 事務総長に対し、使節団間の協力そして、必要ならばまた更なる安保理の審議を条件として、補完的部隊および資産の強化を促進するために必要な措置をとることを承認し、そして臨時に第 4 項に

定めた全体的な部隊の上限の以内で部隊と警察の新しい水準に達するために、他の使節団、とりわけ MONUSCO、UNAMID、UNISFA、UNOCI および UNMIL から、部隊要員提供諸国の同意を条件としてまたこれらの国際連合使節団の職務権限の遂行を害することなしに、部隊、軍事的支援およびマルチプレイヤーの適切な移転を承認する。

6. 関係する加盟国に対し、UNMISS へのまたからの展開および再展開を促進することを促し、そして全ての加盟国に対し、部隊と資源を動員する国際連合の取組に対応することを奨励する。

7. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。